

大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内への移住定住及び三世代同居の促進を図ることを目的とし、住宅取得及び三世代同居住宅の改修に係る費用の一部を補助することについて、大井町補助金等交付規則（平成15年規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅取得 住宅の新築、建替え及び売買による取得をいう。
- (2) 住宅改修 修繕、増築、模様替え又は住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のために行う工事をいう。
- (3) 三世代同居 町内に親、子及び孫が同居することをいう。
- (4) 住宅取得補助金 住宅取得を行うものに対して、その費用の一部を補助することをいう。
- (5) 三世代同居住宅取得補助金 三世代同居のために住宅取得を行うものに対してその費用の一部を補助することをいう。
- (6) 三世代同居住宅改修補助金 三世代同居のために住宅改修を行うものに対してその費用の一部を補助することをいう。
- (7) 子 親の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (8) 孫 親の二親等の卑属で、補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）に中学生以下の者をいう。ただし、子が出産予定である場合は、申請日に子が母子健康手帳を取得していること。

(住宅取得補助金交付の対象者及び対象住宅)

第3条 住宅取得補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象世帯全員が、取得した住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住所地としていること。
 - (2) 補助対象世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
 - (3) 取得した住宅に10年以上居住すること。
 - (4) 当該地域の自治会へ加入していること。または、加入すること。
 - (5) 世帯員全員が、同一の住宅について、この補助金交付申請を行っていないこと。また、移住・定住に係る本町の他の補助を受けていないこと。
 - (6) 世帯全員が、大井町暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等及び同条同項第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。
- 2 住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 新築または売買により取得した住宅であること。
 - (2) 申請者本人又は世帯員の名義で、町内に所有する住宅であること。
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された

住宅であること。

(三世代同居住宅取得補助金交付の対象者及び対象住宅)

第4条 三世代同居住宅取得補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 三世代同居をするために、親世帯と子世帯のどちらか一方が町内に転入すること。又は、親世帯と子世帯の両方が町内に居住していて、三世代同居するために、町内に新たに取得した住宅に転居すること。又は、すでに三世代同居していて、現在居住している住宅を建て替えること。
- (2) 補助対象世帯全員が、取得した住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住所地としていること。
- (3) 三世代同居すること。
- (4) 補助対象世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (5) 取得した住宅に10年以上居住すること。
- (6) 当該地域の自治会へ加入していること。または、加入すること。
- (7) 世帯員全員が、同一の住宅について、この補助金交付申請を行っていないこと。また、移住・定住に係る本町の他の補助を受けていないこと。
- (8) 世帯全員が、大井町暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等及び同条同項第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。

2 三世代同居住宅取得補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 新築または売買により取得した住宅であること。
- (2) 親、子又は孫のいずれかの名義で、町内に所有する住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

(三世代同居住宅改修補助金交付の対象者及び対象住宅)

第5条 三世代同居住宅改修補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 三世代同居をするために、親世帯と子世帯の両方又は一方が町内に転入すること。又は、親世帯と子世帯の両方が町内に居住していて、三世代同居するために、町内の住宅を改修し、その住宅に転居すること。又は、すでに三世代同居していて、現在居住している住宅の改修工事を行うこと。
- (2) 補助対象世帯全員が、改修した住宅の所在地を住民基本台帳法（昭和42年法律81号）に基づく住所地としていること。
- (3) 三世代同居すること。
- (4) 補助対象世帯全員が、町税等を滞納していないこと。
- (5) 改修した住宅に10年以上居住すること。
- (6) 当該地域の自治会へ加入していること。または、加入すること。
- (7) 世帯員全員が、同一の住宅について、この補助金交付申請を行っていないこと。かつ、移住・定住に係る本町の他の補助を受けていないこと。

(8) 世帯全員が、大井町暴力団排除条例第2条第1項第4号に規定する暴力団員等及び同条同項第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。

2 三世代同居住宅改修補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 改修工事をした住宅であること。

(2) 改修工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が20万円以上であること。

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

（三世代同居住宅改修補助対象経費）

第6条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる改修工事とする。なお、すでに三世代同居して、現在居住している住宅の改修は、第1号のみの適用とする。

(1) 自ら居住するための部分の増築、改築等

(2) 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕、塗装等の外装工事

(3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事

(4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事

(5) 電気、ガス等の設備工事

(6) トイレ、ふろ、キッチン等の水周り改修等の給排水工事

(7) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる改修工事は、補助の対象としない。

(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事

(2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等

(3) 住宅改修に係る本町の他の補助等を受けた工事

(4) その他町長が適当でないとするもの

（住宅取得補助金の交付額）

第7条 補助金の交付額は、10万円とする。

2 過去・現在に1年以上大井町に居住していた場合又は三世代で大井町に転入する場合は10万円を加算する。

（三世代同居住宅取得補助金の交付額）

第8条 補助金の交付額は、30万円とする。

（三世代同居住宅改修補助金の交付額）

第9条 補助金の交付額は、20万円とする。

（交付申請）

第10条 住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、原則として、第3条第2項の建物登記完了日の翌日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を添えて、大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(1) 建物登記の全部事項証明書

(2) 売買契約書又は工事請負契約書の写し

(3) 三世代で転入する場合は、親、子、孫の関係がわかる戸籍全部事項証明書等の

写し

- (4) 子を出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (5) 世帯全員の直近の市町村民税納税証明書
- (6) 補助金交付後、10年以上町内に居住する旨の誓約書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 三世代同居住宅取得補助金の交付を受けようとする者は、原則として、第4条第2項の建物登記完了日の翌日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を添えて、大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 建物登記の全部事項証明書
- (2) 売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (3) 親、子、孫の関係がわかる戸籍全部事項証明書等の写し
- (4) 子を出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (5) 世帯全員の直近の市町村民税納税証明書
- (6) 補助金交付後、10年以上町内に居住する旨の誓約書
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 三世代同居住宅改修補助金の交付を受けようとする者は、原則として、第5条第2項の改修工事完了日の翌日から起算して2か月以内に、次に掲げる書類を添えて、大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 改修により床面積が変動した場合は、建物登記の全部事項証明書
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事の内容が確認できる書類の写し(工事請負契約書や工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる写真、平面図、立面図など)
- (4) 親、子、孫の関係がわかる戸籍全部事項証明書等の写し
- (5) 子を出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (6) 世帯全員の直近の市町村民税納税証明書
- (7) 補助金交付後、10年以上町内に居住する旨の誓約書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第11条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、大井町三世代同居等移住定住促進補助金交付請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 転勤、療養、通学等やむを得ないものと町長が認める場合を除き、交付決定後10年以内に取得又は改修した住宅に居住又は三世帯同居をしなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (3) 第12条第1項の請求を行わないとき。
- (4) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により取消しをしたときは、大井町三世帯同居等移住定住促進補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 第12条第2項の規定により補助金の交付を受けたものは、前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、町長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。